

令和7年度 九州農政局国営事業の環境に係る情報協議会
議事概要

- 1 日時：令和7年8月27日（水） 11:00～16:20
- 2 場所：宇佐土地改良区及び現地
- 3 対象地区：国営かんがい排水事業「^{やっかんがわ}駅館川二期地区」
- 4 出席者：（九州農政局国営事業の環境に係る情報協議会委員）
福岡県土地改良事業団体連合会 専務理事 因 孝一郎
九州大学大学院工学研究院環境社会部門 准教授 清野 聡子
NPO法人熊本消費者協会 理事 徳永 理映
九州大学大学院農学研究院 環境農学部門 教授 原田 昌佳（座長）
環境省九州地方環境事務所 統括自然保護企画官 福井 智之
（九州農政局国営事業環境検討委員会委員） 6名

5 議事

意見交換

駅館川二期地区の現地調査を実施した後、宇佐土地改良区において環境配慮計画について意見交換を実施した。概要は以下のとおり。

（座長）

環境配慮計画（案）等については農政局から各委員へ事前に説明が行われ、その際の主な意見をまとめ、項目ごとに整理している。意見交換は、各委員から必要があれば補足説明をした後、農政局から回答してもらい、その後、各委員から特に何もない場合は次の項目に移る、という形で進める。事前にいただいた意見とは別に、現地調査を踏まえた新たな意見があれば、後半に別途時間を設ける。委員の発言順は、50音順で座長が最後となるように進める。

1つ目の項目「生態系に関する環境配慮の方策」は、3名の委員から5点の意見が出されている。

1つ目の意見「一般的に農業水利施設の工事を行う非かんがい期と保全対象生物とした哺乳類の冬眠期や鳥類の繁殖期と重なるため、工期の確保は可能なのか。」について、委員から補足の説明があればお願いします。

（委員）

特にない。

（農政局）

国営土地改良事業では実施の段階で環境検討委員会等を立ち上げることとしている。その中で、生物に詳しい委員会の先生方とも協議を重ね、冬眠期や繁殖期を避けなくても工事が可能な対策の検討等、工期を確保できるよう調整を進めていきたい。

(座長)

2つ目の意見「パイプライン化する幹線用水路からの保全対象生物の貝類、魚類の移動先について、専門家の意見等を踏まえつつ、同様の通水量が確保できる適切な箇所に移動させていきたい。」について、委員から補足の説明があればお願いします。

(委員)

現地調査の中で当該幹線用水路を見たところ、想定よりも規模が大きかった。似たような条件の環境にうまく移動することができるように。専門家の意見を聴きながら対応してほしい。

(農政局)

保全対象生物の貝類、魚類は、パイプラインへの水の切り替えを行う前に保護して類似環境に移動させる。類似環境が現時点ではどこであるか具体的に決まっていないが、工事実施前の委員会の中で、生物に詳しい先生方と移動場所について相談しながら進めていく。

(座長)

3つ目の意見「希少植物について工事前に発見された場合は、定期的にその所在を確認しておくことが望ましいのではないか。」について、委員から補足の説明があればお願いします。

(委員)

特にない。

(農政局)

希少生物に詳しい専門家に委員会に入ってもらい、生息状況等の調査の内容を検討する。そのため、工事実施段階でコンサルタントに調査業務を発注し、どんな生物がいるか、どこに移植することが適切か等の調査を行う。また、当該業務の中では、希少種への対応の検討、環境配慮ブックの作成も行い、工事業者への注意喚起も行うこととし、保全対象種等の希少生物を見つけた場合は、工事業者から事業所に連絡する体制を構築することを考えている。

(座長)

4つ目の意見「保全対象生物の貝類を見つけた場合は、類似環境に移植することとしているが、持続可能な利活用はできないのか（淡水貝類は、かつては「貝ボタンの材料」とされていたり、生態系保全以外にも有用な生物であった）。」について、委員から補足の説明があればお願いします。

(委員)

現地を見て、水路の延長が長く、排水路としても利用しているとのことだったので、同等の水路を探して移植するというのを詰めて考えた方がよい。また、水質保全が重要と考えている。

(農政局)

保全対象生物の貝類のボタン利用について質問があったが、2020年12月の調査及び2021年8月の調査では地域内の用水路で個体が確認されている。当該種は国でも県でも絶滅危惧Ⅱ類に指定されており、絶滅の危険が増大している種となっている。また、特定第二種国内希少野生動植物種に指定され、種の保存法に基づく規制が行われている。本計画の中では、数が減らないよう、まずは移動により保全することを考えている。規制の今後の動向をみつつ、数が増えた後に、ボタンへの利用等かつての文化を継承していく保全活動に移っていければと考えている。

(座長)

5つ目の意見「保全対象生物の移動や移植は、実際には誰がいつ実施するのか（誰が保全対象生物と気づくことができ、誰が対策を実施し得るのか）。工事関係者等は、そもそも保全対象生物かどうかを判断することができるのか。」について、委員から補足の説明があればお願いする。

(委員)

質問自体が適切かは分からないが、ご回答いただきたい。

(農政局)

3つ目の意見への回答と重複するが、環境検討委員会を立ち上げ、その中で検討するとともに、希少生物等に詳しい専門の業者に生物調査等を実施してもらう。

(委員)

専門の業者というのは、具体的にどのような業者になるのか教えていただきたい。

(農政局)

希少生物に詳しいコンサルティング業者になる。

(委員)

承知した。

(座長)

工事関係者は保全対象生物を判断できるか、という質問についてはどうか。専門家が入るといことで問題なく進められるのか。

(農政局)

業務の中で工事関係者に配布するための環境配慮ブックを作成することとしており、工事関係者にも保全対象生物についての情報を共有し、発見した際には事業所にも連絡する体制は整えることとしている。

(座長)

2つ目の項目「景観に関する環境配慮の方策」は、2名の委員から2点の意見が出されている。

6つ目の意見「ゲート扉体等の色彩について、事業実施時に宇佐市と協議を行っていかれるものとするが、景観配慮と地元の管理者が扉体等の劣化状況（発錆等）を容易に確認できることが両立するような色彩について、市と調整を図っていただきたい（計画（案）にも書いているが）。」について、委員から補足の説明があればお願いします。

(委員)

特にない。

(農政局)

宇佐市景観形成ガイドラインに推奨されているマンセル値を参考に、ゲート扉体等の色彩については現況の色彩を踏襲しつつも、明るさや色彩を抑える等の検討を行うこととしている。また、御意見のとおり工事着手の際に関係機関と調整を行うこととしている。

なお、維持管理を行う施設管理者からは赤色だと管理しにくいという意見もあったことから、景観の配慮と施設管理の両面から色彩を検討していくこととしている。

(委員)

ゲートは錆が分かりやすいように青色にするのが一般的とも思ったが、景観配慮の点からガードレールにも採用されている茶色系の色を使用しているのではないか。

(座長)

7つ目の意見「頭首工のゲート扉体について、赤色にしている経緯が分かれば教えてほしい。また、赤色は景観に配慮した色彩といえるのか。将来の腐食も想定し、海外の環境先進国ではどのような色が使用されているのか。」について、委員から補足の説明があればお願いします。

(委員)

特にない。

(農政局)

申し訳ないが国際的な基準は把握できなかった。

前歴事業は昭和54年度に完了しており、頭首工扉体を赤色とした経緯は不明だが、現在は宇佐市景観形成ガイドラインの中で、建築物などの大きな面積を占める基調色について、奨励される色彩の記載がある。その中に赤色があるため採用したのではないかと考えている。

(委員)

国際基準はないとのことだが、環境先進国のドイツ等で特に使用されている色があれば教えてほしい。

(農政局)

国際基準については探したが見つかることができなかった。また、ドイツで使用されている色彩の情報についても確認できなかった。

(座長)

頭首工の色について、ガイドラインに赤色にしろということが記載されているのであれば、それに従うしかないのではないか。

(委員)

ガイドラインに記載されている色は赤茶色ではないか。ガードレールなどでは白ではなく、景観条例等で赤茶色を示しているところがある。

(座長)

農政局から補足説明があればお願いしたい。

(農政局)

危険な施設は赤色としている事例もあるが、当地区での詳細は不明。

(座長)

危険な施設を赤色にするというのは理解できるが、頭首工の取水ゲートが危険な施設に該当するかどうかは少し疑問。農政局からの回答の中で、赤色で決定ではなく、今後関係機関と調整しながら決定していくということが示されたので各委員は納得できたのではないか。

(農政局)

追加の補足説明を行う。宇佐市景観形成ガイドラインの中に色彩誘導表が示されており、赤色のほか、青や緑、紫なども掲載されている。この中に外壁に推奨される彩度や明度の範囲が掲載されている。

ガイドラインには赤色にしなければならないという記載がされているわけではなく、いくつか示されている基調色の中に赤色も含まれており、赤色を採用したと考えている。地元の環境検討委員会の中で、駅館川土地改良区連合から管理の面で錆が確認しやすい青色も検討してほしいとの意見もあったので、事業実施の際に検討していきたいと考えている。

(座長)

承知した。

(座長)

3つ目の項目「施工時における配慮方針」は、座長から2点意見を出している。

8つ目の意見「監視すべき生物としてスクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）が選定されているが、実際に被害が出ているのか現状を把握すべき。また、工事区域において確認されれば駆除することとしているのは良いことだが、卵を見つけた際も駆除を行うのか。生息地を拡大させないためには、卵の駆除も必要と考えている。」について、補足の説明はないので回答をお願いします。

(農政局)

ご指摘のとおり宇佐市でのジャンボタニシの発生は増加している。宇佐市では移植苗の被害を防止するため、田植え前後には、薬剤散布や浅水管理などの防除対策を組み合わせ実施している。

水深が浅いと貝の活動が抑制されるため、田植え後約3週間、水深を4cm以下に維持する等の対策が効果的である。農林水産省消費・安全局で作成した「スクミリンゴガイ防除対策マニュアル」では、「卵塊が濃いピンク色の場合、水中で呼吸できないため、水路の壁などから水中に削り落としてもよい」とあり、事業実施中工事区域において確認された場合は、卵を含めて駆除を行うことを考えている。

(座長)

「水路の壁から落としてもよい」ということは、スクミリンゴガイを駆除してもよいという取り決めがあるのか。逆にその取り決めがないと駆除ができないということか。

(農政局)

「水路の壁から落としてもよい」というのは、駆除の許可という意味ではなく、水路の壁から落とすことが駆除には効果的だということである。

(座長)

スクミリンゴガイの防除が可能というところを改めて確認できた。

(座長)

9つ目の意見「本地域における鳥獣被害の現状を把握してほしい。その上で、今回の事業により鳥獣被害が拡大する恐れはないかを確認しておくことが必要と考えている。」について、補足の説明はないので回答をお願いします。

(農政局)

宇佐市の令和5年度の野生鳥獣による農作物の被害額はおよそ869万円であり、そのうちイノシシの被害額がおよそ659万円、次いでシカがおよそ156万円、スズメがおよそ30万円となっている。被害額は、ピーク時の平成26年度に比べて減少しており、宇佐市においては、鳥獣被害

防止計画に基づき、継続して侵入防止柵等による対策を進めていく、としている。

(座長)

4つ目の項目「世界農業遺産認定等と本事業との関係」は、2名の委員から2点意見が出されている。

10番目の意見「世界農業遺産に認定されている国東半島宇佐地域と今回の事業範囲との重複はないのか。仮に重複している場合、認定地域で取り組まれている保全のためのさまざまな施策の実施状況との整合性をどのように考えているのか。」について、委員から補足の説明があればお願いします。

(委員)

おそらく、場所は重複しないのではないかと考えていた。

(農政局)

宇佐市をはじめ4市1町1村全域が世界農業遺産の認定地域となっているため、事業範囲と重複している。なお、本環境配慮計画(案)は令和6年10月に策定された「第4次大分県環境計画」などに基づき策定している。

「第4次大分県環境計画」は世界農業遺産保全計画も鑑みて策定されたことから、本計画は世界農業遺産保全計画とも整合していると考えている。

(委員)

世界農業遺産は、その地域独自の農法が認定要件の1つだったと認識している。国東半島宇佐地域の場合は、国東半島のシイタケ栽培などがそれに該当するが、本事業によって地域独自の農法には影響がなく、問題はないということで承知した。

(座長)

11番目の意見「平成25年に世界農業遺産、令和3年に世界かんがい施設遺産、令和4年につなぐ棚田遺産に選定されているが、そのことによって、今回の工事計画案が影響を受けるようなことがあったか。」について、委員から補足の説明があればお願いします。

(委員)

特にない。

(農政局)

本事業は、主に用水再編を行う事業であり、世界農業遺産、世界かんがい施設遺産、つなぐ棚田遺産が直接工事計画に影響することはない。ただし、工事实施に当たっては、これまでの環境が大きく改変しないように配慮して行うこととしている。

(委員)

重要文化財は手を付けてはいけないと聞く。認定された場合制限があるのか確認したかった。

(農政局)

認定取消し等の制限はない。

(座長)

5つ目の項目「モニタリング計画」は、2名の委員から2点、座長から1点の意見が出されている。

12番目の意見「キャッチフレーズに、『豊かな水がはぐくむ宇佐の自然との共生』とある。昨今の気候変動から洪水リスクや渇水、水質保全に対する対応策が大きく変化していると思う。工事に際し、排水の管理や水質監視などは行われるか。」について、委員から補足の説明があればお願いする。

(委員)

特にない。

(農政局)

コンクリートの補修の際などに濁水が出るため、工事期間中においては濁水処理プラントを設けて処理する。排水する水質の目標値については、河川管理者と協議を行い決定してから、監視することとしている。

また、水位については既存の水位観測施設において継続的に観測していく。

なお、本地区では各河川から頭首工で農業用水を取水していることから、工事前後の水質については、公共用水域調査等で実施している調査を活用し把握していくこととしている。

(委員)

洪水リスクを意識していたが、本日の現地調査時に渇水の問題もあることを知った。状況に応じ臨機応変な対応ができるような体制をとってほしい。

(座長)

13番目の意見「75種の注目すべき生物から14種の保全対象生物を選定しているが、国内希少野生動植物種に分類される鳥類が保全対象生物には入っていない。植物についても希少なものが14種に入っていないものがある。モニタリング調査や実際の工事の際に、保全対象生物以外の希少動植物が見つかった際の対応について追記が必要ではないか。」について、委員から補足の説明があればお願いする。

(委員)

特にない。

(農政局)

希少な動植物が保全対象生物種に入っていないというご指摘。本地区は希少種を主体とする注目すべき種が75種と多く、生態の似通った種のグルーピングを行い、その中から保全対象種を選定している。環境配慮方策は保全対象種を含むグループを対象にして検討しており、保全対象生物に入っていない希少な動植物を見つけた場合も、生息が認められた場合は対応していく。

(座長)

14番目の意見「両生類2種、魚類2種、貝類1種と、多くの水生生物が保全対象生物に選定されている。工事前の水質のモニタリング(pH、濁度、EC(電気伝導度)等の測定)や水位の継続的なモニタリングを実施することになっているのか。鳥類の減少であれば、様々な要因が考えられるが、水生生物の減少・死滅の要因は主に水質によるものとなる。すぐに原因が究明できるよう、工事前の水質のモニタリングと水位の継続的なモニタリングは必要と考えている。」について、補足の説明はない。

(農政局)

12番目の意見に対する回答と重複するが、濁水処理プラントを設けて濁水进行处理するとともに、水質も観測しながら事業を進めていく。

(座長)

具体的な監視項目や目標数値はあるのか。

(農政局)

河川協議の中で水質の基準となる数値が示されるのでそちらを目標としていく。

(座長)

pHやEC等のデータがないと、何かがあった時の原因究明は議論できない。今後決めていく内容とは思いますが、このレベルのモニタリングは最低限必要と考えている。

(農政局)

承知した。

(座長)

6つ目の項目「環境保全の推進体制」は、1名の委員から2点の意見が出されている。

15番目の意見「(1)自然環境について、将来にわたって人と自然環境との共生を図る必要がある(2)景観について、市民、事業者、行政が協働で景観形成に取り組む必要があるとの示唆が述べられている。具体的に、地域コミュニティ形成の視点でも、長期的に意見交換の場などソフト支援が理想的と考える。」について、委員から補足の説明があれば願います。

(委員)

特にない。

(農政局)

本地区では、「多面的機能支払交付金」に基づく取組が行われている。また、地域のコミュニティ活動に取り組む宇佐市の「まちづくり協議会」や野生生物の生息調査に取り組む市民団体の「宇佐自然と親しむ会」等の団体と必要に応じて連携を図り、環境配慮を進めていきたいと考えている。

なお、地元検討組織である環境配慮検討部会には、「宇佐自然と親しむ会」の会長に委員として参加いただいております、この点においても連携を図りながら進めている。

(委員)

長期的な意見交換の場などへのソフト支援について、どのような形で計画されているのか具体的に教えてほしい。

(農政局)

事業実施のため環境委員会を立ち上げるので、その中に地元の方にも入っていただき、地元も含めて一緒にやっていく。

(座長)

ここでいう長期的というのは、工事期間中のことか、それとも工事期間後も含めての話か。

(農政局)

工事期間中の話である。

(委員)

農政局は事業後にはなくなるため、多面的機能支払交付金の活動組織などにしっかり事業期間中に動機づけをし、継続的に活動してもらえよう意識の醸成を図っていただきたい。事業期間中は、生物多様性や景観形成に取り組んでいる組織をしっかり巻き込んでやってほしい。

(座長)

16番目の意見「施工時には本地区の環境の特徴や環境配慮の取り組み内容を記載した看板の設置とあるが、どこに、どのくらい大きさのものと想定しているか。多くの方が目に触れるような、魅力的な内容のものを設置して欲しい。」について、委員から補足の説明があれば願います。

(委員)

特にない。

(農政局)

具体的な大きさや場所は事業実施の段階で検討していく。設置に当たっては、御意見のとおり、多くの人の目に触れ興味を持っていただけるような内容としていきたい。

(委員)

現地調査の中で実際の看板を見ることができ興味深かった。日指ダムの駐車場など、しっかり目に付くところに設置されているのが良かった。次も目立つところに設置し、多くの人の参考になればよいと思う。

(座長)

7つ目の項目「地元での環境配慮検討」は、1人の委員から1点の意見が出されている。

17番目の意見「令和2年2月から令和7年2月まで、地元の環境配慮検討部会を6回開催しているが、その中で活発に議論された事項があれば教えてほしい。また、部会において議論された事項で、地域住民の意見やニーズは計画案にどのように反映されているか。」について、委員から補足の説明があればお願いする。

(委員)

特にない。

(農政局)

環境配慮検討部会を計6回実施し、第1～2回は現地調査結果等について、第3回以降は環境配慮計画について議論しているところ。

主に次に挙げる意見が出されている。

- ・保全対象生物の哺乳類の調査は日没前後に実施していくこと。
- ・特定外来植物は拡散させない取組が必要であるがかなり困難。除去するためには地域住民の理解と協力は必要であり、まず特定外来植物であることを知ってもらうこと、除去活動の必要性を理解頂くこと、状況に応じて除去活動に協力頂くことが必要。
- ・頭首工塗装はメンテナンスを考慮して錆が発見しやすい色にしてほしい。
- ・工事の際に天然記念物を発見した場合は宇佐市教育委員会へ連絡するよう工事業者へ伝えてほしい。

(委員)

検討部会の中で出された意見への対応について、会議の場だけの話ではなく、広報等でもアピールしてもらえればよいと感じた。

(委員)

地域の方の協力や動機付けや、関係する機関との調整協力が必要。土地利用計画や生物多様性保全の面でもうまく調整しながら進めていってほしい。

(農政局)

検討していく。

(座長)

事前説明時の意見については適切に回答されているので、次に現地調査を受けての意見交換に進みたい。

(委員)

平田幹線用水路の環境配慮対策については、詰めた検討は必要で現況把握をしっかりとすること。水量が大きく変わるので、効果的で現実的なミティゲーションの方法を考える必要がある。また、ダムの堤体を見て気が付いたが、草地には小動物がいるため猛禽類にとっては重要な場所となっている。近隣で代替となるような場所が見つかればよい。

(座長)

用水路としてそのまま使用するというのであれば、潤沢に水が流れ、一つの生態系が維持されることになるが、排水路として使うので水質管理は難しい。平田幹線用水路では、生態系も絡めて、水質についてどのように考えているか回答いただきたい。

(農政局)

平田幹線用水路は、最終的には排水路となる。工事期間中であれば水質関係は調査する。草地の代替地については検討していく。

(座長)

委員が確認したいのは工事期間中ではなく、工事後の水質管理についてと考えるが、本環境情報協議会の中で検討が必要なのは工事期間中の話である。工事後についての話は、この協議会の中で議論するのは適さないのではないか。

(委員)

事業後の水質管理についても継続的に調査をしていくよう意見があったということを、地元に応し送りしていただきたい。地元の委員会の中でご検討いただければと考えている。

(委員)

1点確認したい。平田幹線用水路では冬場は水を止め、かんがい期のみ通水しているということではよいか。

(農政局)

基本的にはかんがい期のみ流しているが、冬季も河川維持流量分の水利権を持っている。これは、清掃等用水路を管理するため数週間に1度水を流している。

(座長)

事業完了後についても、地元の環境検討委員会の中で、議論するよう検討いただきたい。

(農政局)

今回の議事は議事録にもまとめ、実施部隊に着実に引き継ぐことが我々の役目と考えているので、水質の件も含めて漏れがないようにする。

(座長)

本日は、現地調査を踏まえた意見もあり、議事は無事に進行した。

以上で、議事を終了する。

※「九州農政局国営事業の環境に係る情報協議会（第２回）」を持ち回りで開催（９月26日及び９月29日）し、委員からいただいた意見に対する回答を全委員に改めて示した上で、環境配慮計画の記載内容について了承を得た。

以上